

先進自治体(墨田区・帯広市・吹田市・千葉県)の  
政策(中小企業振興基本条例)づくりとその具体化の実際

# 増補版 中小企業振興条例で 地域をつくる

岡田知弘・高野祐次・渡辺純夫 A5判 定価2205円  
秋元和夫・西尾栄一・川西洋史 著

全国で100を超えた中小企業振興条例  
最新情報大幅加筆

中小企業振興基本条例が急激に広がる背景には、東日本大震災の教訓から中小企業(業者)の役割が見直されていること、大企業の工場閉鎖と海外移転の動きに対して地域に根ざす中小企業の振興が注目されていることがあります。

増補版では、スカイツリー営業開始後の墨田区の取り組み、食の産業化へ歩み出した帯広市・協同組織金融機関としての帯広信用金庫の地域経済支援の実際、中小企業振興条例の具体化へ動き出した千葉県と吹田市の実践、先進自治体条例の特徴とその有効性など最新情報を大幅に加筆しました。

目次

I-1	地域内再投資力が地域を元気にする	岡田知弘
I-2	急速に広がる中小企業振興条例	岡田知弘
II	中小企業・経済振興基本条例と自治体政策の実際	
1	条例に魂を入れてきた墨田区の商工観光行政	高野祐次
	スカイツリー開業後の墨田の胎動	高野祐次
2	中小企業振興基本条例から産業振興ビジョンづくりへ(帯広市)	渡辺純夫
	産業振興ビジョンの着実な実践に向け官民一体の取り組みへ	秋元和夫
3	産業振興条例の制定に向けた民主商工会の政策活動	西尾栄一
	吹田市産業振興条例を具体化する取り組み	西尾栄一
4	「ヨーロッパ小企業憲章」に共通する精神をもつ	
	千葉県中小企業振興条例	川西洋史
	千葉県中小企業振興条例を生かす取り組みと課題	川西洋史

- 産業連関表の仕組み、住宅リフォームの経済効果などの活用方法、市町村の産業連関表づくりを紹介する。  
**地域と雇用をつくる産業連関分析入門** 入谷貴夫 著 B5判 定価2940円(税込)
- 小規模・分散型で展開する自然エネルギーの技術と具体的な活用方法を紹介する。  
**自然エネルギーが生み出す地域の雇用** 大友詔雄 編著 A5判 定価2100円(税込)

お問合せ・申込み先

自治体研究社 〒162-8512 新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL:03-3235-5941/FAX:03-3235-5933  
http://www.jichiken.jp/ E-Mail info@jichiken.jp

ふりがな	書名	冊数
お名前	<b>中小企業振興条例で地域をつくる</b> 岡田知弘・高野祐次・渡辺純夫 秋元和夫・西尾栄一・川西洋史 著 A5判 定価2205円	冊
お届け先	<b>地域と雇用をつくる産業連関分析入門</b> 入谷貴夫 著 B5判 定価2940円	冊
TEL	<b>自然エネルギーが生み出す地域の雇用</b> 大友詔雄 編著 A5判 定価2100円	冊
FAX		

申込み書

吹田税務署 石橋 忠 殿

## 日本国憲法を基礎にした税制と税務行政を求める要望書

2013年3月13日

重税反対全国統一行動吹田集会実行委員会

代表 山口 正史

重税反対全国統一行動は1970年から始まり、全国で約20万名が参加する恒例の行事となりました。ここ吹田でも本日1時より、民商や労働組合、新日本婦人の会、生活と健康を守る会、年金者組合、消費税をなくす会などの住民団体がさんくすホールの会場を満杯にして集会を開きました。

さて、消費税が8%、10%に増税されることが決まりました。しかし、公約を破った民主党が大敗したように、国民は増税を認めたわけではありません。国民の大多数は「こんな不況の時に、増税なんてとんでもない」と言うものです。特に中小業者は、今でも身銭を切って消費税を払っているのに、これ以上払えないというのが率直な実態です。貴職もご承知のように、消費税の滞納税額は全ての滞納税金の50%にもなっています。これほど中小業者を苦しめている税金制度はありません。消費税は中小業者にとっては間接税ではなく直接税です。そして、労働者を雇用すれば税金が高くなる消費税は実質的に人頭税と同じです。このような人権を無視した消費税は廃止されなければなりません。政府は日本国憲法が示す応能負担の原則に立ち戻るべきです。私たち国民は「生活費に税金をかけるな」と安倍内閣に要求します。

貴職もご承知のように、日本の大企業は、消費税が導入された1989年以降、幾度となく減税の恩恵を受けています。そればかりか、輸出戻し税や研究開発費等で、本来支払うべき税金を払わなくてよい仕組みを合法的に獲得してきました。その結果が内部留保260兆円、日本経済の停滞、税収の大幅な減収、国の借金の増大等です。富の再配分機能が力の弱いものに回らず、力の強いものに回るという異常な状態が続いています。格差と貧困が年々拡大する社会は正常な社会ではありません。私たちは日本国憲法に記された、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の原則を守れと安倍内閣に要求します。

改悪国税通則法が実施されました。それでも、①申告納税制度は守られ、②税務調査は任意調査であり、③税務運営方針は守られます。税務調査に当たっては、日本国憲法と上記3点を全職員に徹底されることを強く要望致します。

以上